

社会福祉法人 ちどり福祉会 指定(介護予防)短期入所生活介護
特別養護老人ホームいきいき八田 (ユニット型) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ちどり福祉会が開設する指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要支援及び要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 サービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームいきいき八田 (いきいき八田短期入所生活介護事業所)
- 二 所在地 福岡市東区八田1丁目4番15号

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次の通りとする。

空床利用型 地域密着型特別養護老人ホームの定員10名以内

(定員の遵守)

第5条 事業所は、利用定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名 (特別養護老人ホーム施設長と兼務)
管理者は、理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を統括する。
- 二 従業者 医師 1名以上
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の庶務及び経理の事務を処理する。

生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活相談、指導を行う。

看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指示により利用者の看護を行う。

介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導を行う。

栄養士または管理栄養士 1名以上

栄養士または管理栄養士は、利用者の栄養管理等を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員を置くことができる。

(勤務体制の確保等)

第7条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業所は、当該事業所の職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

3 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際、事業所は介護保険法第8条第2項に規定する政令等で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8条 ユニット部分のユニット数およびユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

一 空床利用型 ユニット数 1ユニット

二 空床利用型 利用定員 地域密着型特別養護老人ホームの定員10名以内

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容)

第9条 サービスの内容は次の通りとする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話

二 日常生活動作の機能訓練

三 健康管理

四 相談及び援助

五 送迎

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、提示を受けた負担割合証の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 次条に規定する通常送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、実施地域を超えた地点から一律200円。

- 二 滞在に要する費用として、別紙の通り。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙の通り。
 - 四 その他指定(介護予防)短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 4 事業所は本条2項で設定した滞中に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元引受人に書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、福岡市東区、福岡市博多区、粕屋町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、事業所内にもちこまないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに従事者に連絡すること。
- (6) 飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行うこと。
- (7) 利用者及び利用者の家族等は、下記の禁止行為を行わないこと。
 - ア 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例: コップを投げつける/蹴る/唾を吐く 等
 - イ 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
例: 大声で威嚇する/特定の職員に嫌がらせする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 - ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為)
例: 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

(面会)

第14条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(揭示)

第16条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、当該事業所の見やすい場所に掲示するほか、ウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(秘密保持等)

第17条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及び家族等の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果の周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束等の適正化)

第19条 職員は、利用者の処遇にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)をおこなってはならないものとする。

- 2 職員は、前項の緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図る。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 事業所は、職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録するものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは 提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第22条 職員は、サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第24条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討等)

第26条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(施設サービスの提供に関する記録の整備)

第27条 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(施設運営に関する記録の整備)

第28条 事業所は、職員、設備、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(教育・研修)

第29条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月15日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、平成27年10月15日 改定、施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日 改定、施行する。

この規程は、2019年10月 1日 改定、施行する。

この規程は、2021年 4月 1日 改定、施行する。

この規程は、2022年10月 1日 改定、施行する。

この規程は、2024年 4月 1日 改定、施行する。

【別表1】

ユニット型個室（空床利用のみ）

基本利用料（1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要支援2	6,920円	692円	1,384円	2,076円
要介護1	7,427円	743円	1,486円	2,229円
要介護2	8,144円	815円	1,629円	2,444円
要介護3	8,935円	894円	1,787円	2,681円
要介護4	9,684円	969円	1,937円	2,906円
要介護5	10,412円	1,042円	2,083円	3,124円

基本利用料（当事業所で31日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,306円	531円	1,062円	1,592円
要支援2	6,572円	658円	1,315円	1,972円

基本利用料（当事業所で61日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	7,068円	707円	1,414円	2,121円
要介護2	7,807円	781円	1,562円	2,343円
要介護3	8,598円	860円	1,720円	2,580円
要介護4	9,347円	935円	1,870円	2,805円
要介護5	10,075円	1,008円	2,015円	3,023円

【別表2】

加算利用料

加算内容	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
機能訓練体制加算	12	13円/日	26円/日	38円/日
看護体制加算Ⅰ(介)	4	5円/日	9円/日	13円/日
看護体制加算Ⅱ(介)	8	9円/日	17円/日	26円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ(介)	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅰ	22	24円/日	47円/日	70円/日
サービス提供体制加算Ⅱ	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅲ	6	7円/日	13円/日	19円/日
看取り連携体制加算(介)	64	68円/日	135円/日	203円/日
送迎加算	184	195円/回	389円/回	583円/回
口腔連携強化加算	50	53円/回	106円/回	159円/回
療養食加算	8	9円/食	17円/食	26円/食
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	4円/日	7円/日	10円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	5円/日	9円/日	13円/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	106円/月	211円/月	317円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	11円/月	21円/月	32円/月
若年性認知症利用者受入加算	120	127円/日	254円/日	380円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211円/日	422円/日	633円/日
長期利用者提供減算(介) (当事業所で31日以上60日までの 利用の場合)	-30	-32円/日	-64円/日	-95円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%相当金額を加算			

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の13.6%相当金額を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の11.3%相当金額を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の9.0%相当金額を加算

介護報酬の見直しが行われた場合、金額が変更となる可能性があります。

【別表3】

滞在費（1日あたり）

利用者負担		第4段階	第3段階①②	第2段階	第1段階
金額	ユニット型個室	2,066円	1,370円	880円	880円

食費（1日あたり）

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

ただし、第4段階に該当される方の食費は1食ごとの計算となります。

（朝食400円、昼食520円、夕食525円）

送迎が下記通常の送迎の実施地域を超える場合、片道につき一律200円の追加料金を頂きます。
（通常の送迎の実施地域）福岡市東区、福岡市博多区、粕屋町

その他の費用

電気使用料として	ラジオ&カセット	3円/日
	電気毛布ほか電化製品	3円/日
	テレビ	30円/日
	在宅酸素	30円/日
おやつ代として	15時のおやつ	110円/日
個別に選択 するサービス	理美容費	実費
	生花サークル費	200円/日
	外出・外食・買い物等	実費

※胃瘻を造設されていらっしゃる方、負担限度額認定証の第1段階の方はおやつ代を頂きません。